

第34回目黒区入札監視等委員会 議事概要

日 時 令和元年8月20日(火) 午後6時～7時40分

場 所 目黒区総合庁舎本館地下1階 入札室

出席委員 鈴木委員、宮下委員、伊東委員(委員数3名、出席数3名)

傍聴者

【 議 題 】

- (1) 入札・契約状況について 資料1、資料1-1、資料1-2
- (2) 指名停止措置等の状況について 資料2
- (3) 公契約条例の適用状況等について 資料3、資料3-1

<非公開議題>

- (4) 工事案件における落札等の状況について 資料4
- (5) 競争入札における不調の状況について 資料5
- (6) 随意契約(工事・物件)の実績について 資料6

【 資 料 】

- 資料 1 入札・契約状況について
- 資料 1-1 競争入札における工種別落札率の状況
- 資料 1-2 電子入札(競争入札)の実績
- 資料 2 指名停止措置等の状況について
- 資料 3 公契約条例の適用状況等について
- 資料 3-1 目黒区公契約条例の手引き(平成31年度用)

<非公開資料>

- 資料 4 工事案件における落札等の状況について
- 資料 5 競争入札における不調の状況について
- 資料 6 随意契約(工事・物件)の実績について

議事録（概要）

（傍聴者 1名）

1 入札・契約状況について

事務局： 【資料1、資料1-1、資料1-2により説明】

委員： 資料1の(3)元年度7月末の工事不調件数5件であるが、前年度の同じ期間は何件であったか

事務局： 前年度の同時期（30年度7月31日時点）では2件であった。

委員： 5件は、件数として多いのか。

事務局： 同時期で比較すると、前年度2件、29年度6件、28年度3件と年度によりばらつきがある。前年度は件数としては少なかった。今年度は、学校に関する工事案件が多く不調となった。見積あわせを含め6件中4件で、春休みや夏休み工事等期間が限定され、工事の時期が集中することもあり不調になりやすい傾向にある。

委員： 資料1の(4)落札率状況について、指名競争入札の今年度の加重平均が95.8%、前年度が90.8%と5%の差がある。一般競争、希望確認型競争入札の加重平均と比べて大きいのが、制度等で何か変更した点はあるのか。

事務局： 制度の変更はおこなっていないが、加重平均は、落札金額総計を予定価格総計で割って算出するため、予定価格の金額の大きい案件の落札率が高いと引きあがることとなる。今回は指名競争入札3件のうち、予定価格9,889万円の案件の落札率が97%であったため、引き上げられて高くなったものである。なお、単純平均では落札率は87.9%となる。

委員： 案件9番は、参加者数12者もあって、落札率が97%である。こういう現象は普通にあるのか。

事務局： 当該案件は、鉄骨プレハブ工事であることから登録業者数が限られていること、設計から関連工事まで一括して行う工事であることやスケジュールがタイトであることに加えて、公契約条例の対象案件になっていることなど様々な要因があったのではないかと考えられる。公契約条例の場合、1人当たりの労働者の賃金を設計単価の9割以上を支払わなければならないこととなっている。

委員： 資料1-2（P3）案件56番は、一般競争入札で参加者1名である。落札率も99.9%。何か理由はあるか。

事務局： 当該案件は、一般競争入札を行ったところ、1者しか申込みがなく、最低入札参加者数の2者に満たなかったため中止となった。期間等を見直し、再度の入札をする際に、不調対策として最低入札参加者数1者にして入札をしたところ、同じ業者1者のみの入札となったものである。

ただ、当該案件は、一般競争入札であり、指名競争入札と違い広く募集をかけている。仮に1者であっても、電子入札のため入札時に他業者の参加状況はわからないことから、競争性は確保できていると考えている。なお、落札率が高かったのは、積算内容、人件費等総合的に判断して、予定価格は公表しているのでぎりぎりの数値で入札をしたと考える。

- 委員： 落札した業者以外でも施工可能な工事と思われるが。
- 事務局： 当該案件は、重要文化財の改修工事であり、過去に重要文化財の改修を行ったことがあるという要件はつけて一般競争入札を行っている。前田邸はほかの年度でも競争入札を行ったが複数者あったが、今回は落札した事業者しか申込みがなかった。
- 委員： 令和元年度の指名競争入札の加重平均が物件についても高くなっている。何かあるのか
- 事務局： 他の年度は1年間分である。同じ時期で比較するとやはり高い。建物清掃業務や公契約条例の施設管理業務委託なども、人件費の上昇などの影響によるものではないかと考えている。

2 指名停止措置等の状況について

- 事務局： 【資料2により説明】
- 委員： 資料2の1から12までで目黒区に関係のある業者はあるのか。
- 事務局： 現在、目黒区と契約している事業者はいない。

3 公契約条例の適用状況等について

- 事務局： 【資料3、資料3-1により説明】
- 委員： 委託・指定管理の労働報酬下限額の設定において、業種別に設定している自治体としていない自治体があるが、その理由は何か。目黒区は、同様の設定をしないのか。
- 事務局： 設定している千代田区、多摩市は公契約条例の施行から4年以上経過しており、運用実績を積み上げたうえで設定をしている。目黒区も今後実績を積んでいく中で業種別に設定していくかは検討課題の一つと考えている。
- 委員： 業種別に設定する方が実態に合っているということか。
- 事務局： 多摩市はかなり細かく業種別としているが、目黒区では多摩市が設定している業種では給食調理以外は該当しない。業種別とすることは、公契約条例の範囲の拡大も含めてどのように判断していくかも踏まえて検討する必要がある。
- 委員： 第1回公契約審議会が開催されるが、半年間の公契約の状況を聞いてどういうことがあるのか
- 事務局： 公契約審議会には、労働報酬下限額の定める際に、意見をいただくこととなっている。
- 委員： 労働報酬下限額を決めても、実態として適正に支払いがなされているかを本人の申し出を待たずにチェックできる仕組みはあるのか。
- 事務局： 労働台帳を提出させ、チェックすることとなるが、excelデータの労働台帳に支払額を入力すると、チェックできるようになっており、下回っている場合はエラーマークが表示されるため、区でも再度確認することができる。今回1件あった。見習いのため低めにしていたが、区から労働報酬下限額以上支払う必要があると説明したところ速やかに対応した。
- 委員： 次の、議題4から議題6は、区的意思決定過程の情報が含まれるため、非公開議題とする。
(非公開議題4から6の審議)

委員： 以上で予定した議題はすべて終了した。これをもって第34回目黒区入札監視等委員会を終了する。

以 上